

## 中华人民共和国环境保护税法

(征求意见稿)

### 第一章 总 则

第一条 为保护和改善环境,促进社会节能减排,推进生态文明建设,制定本法。

第二条 在中华人民共和国领域以及管辖的其他海域,直接向环境排放应税污染物的企业事业单位和其他生产经营者为环境保护税的纳税人,应当依照本法规定缴纳环境保护税。

第三条 本法所称应税污染物是指大气污染物、水污染物、固体废物、建筑施工噪声和工业噪声以及其他污染物。

企业事业单位和其他生产经营者向依法设立的城镇污水处理厂、城镇生活垃圾处理场排放应税污染物的,不征收环境保护税。

对企业事业单位和其他生产经营者在符合环境保护标准的设施、场所贮存或者处置的工业固体废物,不征收环境保护税。

第四条 环境保护税的税目、税额,依照本法所附《环境保护税税目税额表》执行。

省、自治区、直辖市人民政府可以统筹考虑本地区环境承载能力、污染排放现状和经济社会生态发展

## 中華人民共和國環境保護稅法

(意見聽取稿)

### 第一章 総 則

第 1 条 環境を保護し、及び改善し、社会の省エネルギー・排出削減を促進し、生態文明の建設を推し進めるため、本法を制定する。

第 2 条 中華人民共和国の領域及び管轄する他の海域において、環境に対し直接に課税対象となる汚染物質を排出する企業・事業者その他の生産経営者は、環境保護税の納税者であり、本法の規定により環境保護税を納付しなければならない。

第 3 条 本法における「課税対象となる汚染物質」とは、大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物、建築施工時の騒音及び工業騒音並びにその他の汚染物質をいう。

企業・事業者その他の生産経営者が法により設立する都市・鎮污水处理厂、都市・鎮生活ごみ処理場に対し課税対象となる汚染物質を排出する場合には、環境保護税を徴収しない。

企業・事業者その他の生産経営者が環境保護基準に適合する施設及び場所において保存し、又は処分する工業固体廃棄物については、環境保護税を徴収しない。

第 4 条 環境保護税の税目及び税额については、本法に附属する『環境保護税税目税额表』により執行する。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、当該地区の環境負荷許容能力、汚染物質排出状況及び社会経済

目标要求，在《环境保护税税目税额表》规定的税额标准上适当上浮应税污染物的适用税额，并报国务院备案。

生態發展目標への要求を統一的に考慮し、『環境保護税税目税额表』所定の税额基準に対し、課税汚染物の適用税额を適切に引き上げ、かつ、国务院に届け出て記録にとどめる。

## 第二章 计税依据

## 第二章 税额計算の根拠

第五条 应税污染物的计税依据，按照下列方法确定：

第 5 条 課税対象となる汚染物質の税额計算の根拠は、次に掲げる方法に従い確定する。

(一) 应税大气污染物按照污染物排放量折合的污染当量数确定；

(1) 課税対象となる大気汚染物質は、汚染物質排出量により換算する汚染当量数に従い確定する。

(二) 应税水污染物按照污染物排放量折合的污染当量数确定；

(2) 課税対象となる水質汚染物質は、汚染物質排出量により換算する汚染当量数に従い確定する。

(三) 应税固体废物按照固体废物的排放量确定；

(3) 課税対象となる固体廃棄物は、固体廃棄物の排出量に従い確定する。

(四) 应税建筑施工噪声按照施工单位承建的建筑面积确定；应税工业噪声按照超过国家规定标准的分贝数确定。

(4) 課税対象となる建築施工時の騒音は、施工会社が請け負う建築面積に従い確定する。課税対象となる工業騒音は、国所定の基準を超過する数値（デシベル）に従い確定する。

第六条 应税大气污染物、水污染物的污染当量数，以该污染物的排放量（千克）除以该污染物的污染当量值（千克）计算。每种应税大气污染物、水污染物的具体污染当量值，依照本法所附《应税污染物和当量值表》执行。

第 6 条 課税対象となる大気汚染物質及び水質汚染物質の汚染当量数は、当該汚染物質の排出量（kg）を当該汚染物質の汚染当量値（kg）で割ることにより計算する。各種課税対象となる大気汚染物質及び水質汚染物質の具体的汚染当量値は、本法に附属する『課税対象となる汚染物及び当量値表』により執行する。

第七条 每一排放口的应税大气污染物，按照污染当量数从大到小排序，对前 3 项污染物征收环境保护税。

第 7 条 各排出口の課税対象となる大気汚染物質は、汚染当量数の大きいものから小さいものへの順序に従い、上位 3 種類に対し、環境保護税を徴収する。

每一排放口的应税水污染物，区分重金属和其他污染物，按照污染当量数从大到小排序。其中，重金

課税される各排出口の水汚染物質は、重金属とその他汚染物によって、汚染等量の大きいものから小

属污染物按照前 5 项征收环境保护税；其他污染物按照前 3 项征收环境保护税。

省、自治区、直辖市人民政府可以根据本地区污染物减排的特殊需要，增加同一排放口征收环境保护税的应税污染物种类数。

第八条 应税大气污染物、水污染物和固体废物的排放量，工业噪声的分贝数，按照下列分类方法计量：

(一) 纳税人安装、使用符合国家有关规定和监测规范的污染物排放自动监控仪器的，按照污染源自动监控数据核定计量；

(二) 纳税人未安装、使用污染源自动监控仪器的，按照监测机构出具的符合国家有关规定和监测规范的监测数据核定计量；

(三) 纳税人不具备监测条件的，按照国家环境保护主管部门规定的排污系数或者物料衡算方法核定计算；

(四) 不能按照上述方法认定的，按照环境保护主管部门规定的抽样测算办法核定计算。

### 第三章 应纳税额

第九条 环境保护税应纳税额按照下列方法计算：

さいものへの順序に従い区分される。そのうち、重金属汚染物は上位 5 種類、その他の汚染物質は上位 3 種類に環境保護税が徴収される。

省、自治区、直轄市の人民政府は本地区の汚染物排出削減に関する特別な需要に応じ、同一排出口に対する環境保護税の課税対象とする汚染物質の種類を増やすことができる。

第 8 条 課税対象となる大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物の排出量、工業騒音のデシベル数は以下の分類方法に従い計測する。

(1) 納税者が国の関連規定や監測規範に適合した汚染物質の排出に対する自動監測機器を導入した上で使用する場合、汚染源で自動監測されたデータに基づいて計測する。

(2) 納税者が汚染源に対する自動監測機器を導入せず、使用した場合、監測機構から出される国の関連規定や監測規範に適合した監測データに基づいて計測する。

(3) 納税者が監測手段を持たない場合、国家環境保護所管機関の規定した汚染物質排出係数、又は物質の計量方法によって計算する。

(4) 上述の方法で計測できない場合、環境保護所管機関に規定されたサンプル測定方法によって計算する。

### 第三章 納税額

第 9 条 環境保護税の納税額は下記の方法で計算する。

(一) 应税大气污染物的应纳税额为污染当量数乘以具体适用税额；

(二) 应税水污染物的应纳税额为污染当量数乘以具体适用税额；

(三) 应税固体废物的应纳税额为固体废物排放量乘以具体适用税额；

(四) 应税建筑施工噪声的应纳税额为施工单位承建的建筑面积乘以具体适用税额；工业噪声的应纳税额为超过国家规定标准的分贝数对应的具体适用税额。

(1) 課税対象となる大気汚染物質に対する納税額は、汚染当量数×具体的に適用税額となる。

(2) 課税対象となる水質汚染物質に対する納税額は、汚染当量数×適用税額となる。

(3) 課税対象となる固体廃棄物の納税額は、固体廃棄物の排出量×適用税額となる。

(4) 課税対象となる建築施工時の騒音の納税額は、施工会社が請け負った建築面積×適用税額となる。工業騒音の納税額は、国の規定するデシベル数の基準を超過した数値により決める適用税額となる。

第十条 具有以下排放应税大气污染物和水污染物情形的，加倍征收环境保护税：

(一) 污染物排放浓度值高于国家或者地方规定的污染物排放标准的，或者污染物排放量高于规定的排放总量指标的，按照当地适用税额标准的2倍计征；

(二) 污染物排放浓度值高于国家或者地方规定的污染物排放标准，同时污染物排放量高于规定的排放总量指标的，按照当地适用税额标准的3倍计征。

#### 第四章 税收优惠

第十一条 下列情形，免征环境保护税：

(一) 农业生产（不包括规模化养殖）排放的应税污染物；

(二) 机动车、铁路机车、非道路移动机械、船舶和航空器等流动污染源排放的应税污染物；

第10条 以下に掲げる課税対象となる大気汚染物質、水質汚染物質を排出する場合、環境保護税の徴収額は倍加となる。

(1) 汚染物質の排出濃度が国又は地方の規定する汚染物質排出基準を上回っている、或いは汚染物質の排出量が規定された総量指標を上回っている場合、現地で適用される標準税額の2倍を徴収する。

(2) 汚染物質の排出濃度が国又は地方の規定する汚染物質排出基準を上回っている上、汚染物の排出量が規定された排出総量指標を上回っている場合、現地で適用される標準税額の3倍を徴収する。

#### 第四章 税収への優遇措置

第11条 下記の状況にある場合、環境保護税の徴収は免除される。

(1) 農業生産（大規模な養殖は除く）によって排出される課税対象の汚染物

(2) 自動車、鉄道社、非道路移動機械、船舶、航空機などの移動する汚染源から排出される課税対象の汚染物

(三) 城镇污水处理厂、城镇生活垃圾处理场向环境排放污染物，不超过国家规定排放标准的。

(3) 都市・鎮污水处理場、都市・鎮生活ゴミ処理場から排出される汚染物質、国の規定する排出標準を上回らないもの。

第十二条 纳税人排放应税大气污染物和水污染物的浓度值低于国家或者地方规定污染物排放标准50%以上，且未超过污染物排放总量控制指标的，省、自治区、直辖市人民政府可以决定在一定期限内减半征收环境保护税。

第12条 納税者が排出する課税対象の大気汚染物質と水汚染物質の濃度が国又は地方の規定する汚染物質の排出標準の50%未満で、なおかつ汚染物質の排出総量制御指標を超えない場合、省、自治区、直轄市の人民政府は環境保護税の徴収を一定期間半減することができる。

第十三条 国务院根据社会公共利益的特殊需要或者应对重大突发事件，可以制定环境保护税专项优惠政策，报全国人民代表大会常务委员会备案。

第13条 國務院は社会における公共利益の特別な必要性、或いは重大突発事件への対応に則り、環境保護税の特別優遇政策を制定することができ、全国人民代表大会常務委員会に提出して届け出る。

第十四条 各级政府应当鼓励企业事业单位和其他生产经营者加大环境保护建设投入，对企业事业单位用于污染源自动监控专用设备的投资予以资金和政策支持。

第14条 各級の政府は企業・事業者とその生産經營者による環境保護を目的とした建設投資を奨励するため、企業・事業者による汚染源の自動監測設備の投資に対し資金や政策で支援する。

〈※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。〉